

## 「医療法施行規則第1条の14第7項の適用に関する事務処理要領」の一部改正新旧対照表

新	旧
医療法施行規則第1条の14第7項の適用に関する事務処理要領	医療法施行規則第1条の14第7項の適用に関する事務処理要領
第1（略）	第1（略）
第2（略）	第2（略）
<b>（基準の判断方法）</b>	<b>（基準の判断方法）</b>
第3 第2各号の規定に該当するとの判断をする際には、次の点に留意すること。なお、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であることについては、地域医療構想推進委員会（以下「推進委員会」という。）へ意見を聴き、その必要性が認められたものであること。	第3 第2各号の規定に該当するとの判断をする際には、次の点に留意すること。なお、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であることについては、地域医療構想推進委員会（以下「推進委員会」という。）へ意見を聴き、その必要性が認められたものであること。
(1) 地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所 ア 第2(1)の基準の確認にあたっては、地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所として病床を設ける理由とその利用方法について文書で提出させるとともに、 <u>有床診療所の開設等をしようとするもの（以下「計画者」という。）</u> から直接聴取すること。 イ 第2(1)アの基準の確認にあたっては、有床診療所整備計画書提出の際に東海北陸厚生局に届出された「在宅療養支援診療所の施設基準に係る届出書」の写しを添付させること。 なお、新たに診療所を開設する場合には、東海北陸厚生局に届け出る予定の「在宅療養支援診療所の施設基準に係る届出書」の写しを添付させるほか、東海北陸厚生局への相談状況を <u>計画者</u> 本人から直接聴取すること。 ウ 第2(1)イからキの基準の確認にあたっては、その機能を有することを証する書類を提出させるとともに、 <u>計画者</u> 本人から直接聴取すること。	(1) 地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所 ア 第2(1)の基準の確認にあたっては、地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所として病床を設ける理由とその利用方法について文書で提出させるとともに、 <u>相談者</u> 本人から直接聴取すること。 イ 第2(1)アの基準の確認にあたっては、有床診療所整備計画書提出の際に東海北陸厚生局に届出された「在宅療養支援診療所の施設基準に係る届出書」の写しを添付させること。 なお、新たに診療所を開設する場合には、東海北陸厚生局に届け出る予定の「在宅療養支援診療所の施設基準に係る届出書」の写しを添付させるほか、東海北陸厚生局への相談状況を <u>相談者</u> 本人から直接聴取すること。 ウ 第2(1)イからキの基準の確認にあたっては、その機能を有することを証する書類を提出させるとともに、 <u>相談者</u> 本人から直接聴取すること。
(2) へき地医療診療所 第2(3)の確認にあたっては、医務課において実施された直近の無医地区調査の資料により確認すること。	(2) へき地医療診療所 第2(3)の確認にあたっては、医務課において実施された直近の無医地区調査の資料により確認すること。
(3) 小児医療診療所 第2(4)イの確認にあたっては、診療所管理者が小児科専門医又は小児外科専門医であることを証する書類（専門医認定証の写し等）を提出させること。	(3) 小児医療診療所 第2(4)イの確認にあたっては、診療所管理者が小児科専門医又は小児外科専門医であることを証する書類（専門医認定証の写し等）を提出させること。
(4) 周産期医療診療所 第2(5)ウの確認にあたっては、次の点に留意すること。 ア 既設の診療所の場合は、愛知県周産期医療情報システムのIDが付与されていること。 イ 新設の診療所の場合は、愛知県周産期医療情報システムへ登録する旨を確認できる書類を提出させること。	(4) 周産期医療診療所 第2(5)ウの確認にあたっては、次の点に留意すること。 ア 既設の診療所の場合は、愛知県周産期医療情報システムのIDが付与されていること。 イ 新設の診療所の場合は、愛知県周産期医療情報システムへ登録する旨を確認できる書類を提出させること。
<b>（整備計画書）</b>	<b>（整備計画書）</b>
第4 有床診療所の開設等の相談があった場合、開設等の場所を所管する保健所（以下「所管保健所」という。）は、 <u>計画者</u> に、有床診療所の開設等所在地の地区医師会など地域の関係団体とその計画内容について協議するよう指導する。	第4 有床診療所の開設等の相談があった場合、開設等の場所を所管する保健所（以下「所管保健所」という。）は、 <u>相談者</u> に、有床診療所の開設等所在地の地区医師会など地域の関係団体とその計画内容について協議するよう指導する。
2 前項による地域の関係団体との協議の後、所管保健所は、相談者から有床診療所整備計画書（別添様式、以下「整備計画書」という。）の正本及び副本を各1部提出させる。	2 前項による地域の関係団体との協議の後、所管保健所は、相談者から有床診療所整備計画書（別添様式、以下「整備計画書」という。）の正本及び副本を各1部提出させる。
3 所管保健所は、整備計画書の提出を受けたときは当該2次医療圏の基幹的保健所（一宮保健所、瀬戸保健所、春日井保健所、清須保健所、津島保健所、半田保健所、衣浦東部保健所、新	3 所管保健所は、整備計画書の提出を受けたときは当該2次医療圏の基幹的保健所（一宮保健所、瀬戸保健所、春日井保健所、清須保健所、津島保健所、半田保健所、衣浦東部保健所、新

<p>城保健所及び豊川保健所のことをいう。以下同じ。)に整備計画書の副本を送付するとともに、<u>医療計画課</u>に写しを送付して取扱いについて協議する。</p>	<p>城保健所及び豊川保健所のことをいう。以下同じ。)に整備計画書の副本を送付するとともに、<u>医療福祉計画課</u>に写しを送付して取扱いについて協議する。</p>
<p>4 基幹的保健所は、所管保健所が<u>医療計画課</u>との協議後、推進委員会を開催し、当該計画について推進委員会の意見を聴き、計画書副本にその意見を付し<u>医療計画課へ送付する</u>とともに、<u>計画者に書面でその意見を通知するものとする。</u></p>	<p>4 基幹的保健所は、所管保健所が<u>医療福祉計画課</u>との協議後、推進委員会を開催し、当該計画について推進委員会の意見を聴き、計画書副本にその意見を付し<u>医療福祉計画課へ送付するものとする。</u></p>
<p>なお、推進委員会の意見を聴くにあたっては、基幹的保健所は計画者に推進委員会への出席を求め、計画者からの説明を踏まえた協議を行うよう努めるものとする。</p>	<p>また、推進委員会の意見を聴くにあたっては、基幹的保健所は計画者に推進委員会への出席を求め、計画者からの説明を踏まえた協議を行うよう努めるものとする。</p>
<p>また、所管保健所は、推進委員会において当該計画が不適当であるとされた場合には、計画者に対して、当該計画の見直し、取り下げ等を行うよう指導するものとする。</p>	
<p>上記指導にもかかわらず、計画者が整備計画書の見直し、取り下げ等を行わなかつた場合は、計画者から提出されている病床整備計画書に基づき、医療審議会の意見を聞くこととする。</p>	
<p>(医療審議会での意見聴取)</p>	<p>(医療審議会での意見聴取)</p>
<p>第5 <u>医療計画課</u>は、推進委員会の意見を聴いた計画については、推進委員会の意見を付して医療審議会の意見を聞くものとし、その意見を踏まえ、当該計画の有床診療所の医療法施行規則第1条の14第7項の適用の適否について判断する。</p>	<p>第5 <u>医療福祉計画課</u>は、推進委員会の意見を聴いた計画については、推進委員会の意見を付して医療審議会の意見を聞くものとし、その意見を踏まえ、当該計画の有床診療所の医療法施行規則第1条の14第7項の適用の適否について判断する。</p>
<p>(審査結果の通知)</p>	<p>(審査結果の通知)</p>
<p>第6 <u>医療計画課</u>は、所管保健所から送付のあった計画に関し、当該有床診療所に関する有床診療所の医療法施行規則第1条の14第7項の適用の適否について基幹的保健所及び所管保健所に通知する。</p>	<p>第6 <u>医療福祉計画課</u>は、所管保健所から送付のあった計画に関し、当該有床診療所に関する有床診療所の医療法施行規則第1条の14第7項の適用の適否について基幹的保健所及び所管保健所に通知する。</p>
<p>2 所管保健所は、前項の通知の内容を整備計画書の提出者に通知する。</p>	<p>2 所管保健所は、前項の通知の内容を整備計画書の提出者に通知する。</p>
<p>(推進委員会等への報告)</p>	<p>(推進委員会等への報告)</p>
<p>第7 所管保健所(基幹的保健所)は、<u>医療計画課</u>から通知があった計画について推進委員会及び圏域保健医療福祉推進会議に報告する。</p>	<p>第7 所管保健所(基幹的保健所)は、<u>医療福祉計画課</u>から通知があった計画について推進委員会及び圏域保健医療福祉推進会議に報告する。</p>
<p>第8 (略)</p>	<p>第8 (略)</p>
<p>(その他)</p>	<p>(その他)</p>
<p>第9 豊橋市、岡崎市及び豊田市における所管保健所は、それぞれ豊橋市保健所、岡崎市保健所及び豊田市保健所とする。</p>	<p>第9 豊橋市、岡崎市及び豊田市における所管保健所は、それぞれ豊橋市保健所、岡崎市保健所及び豊田市保健所とする。</p>
<p>2 名古屋市については、<u>医療計画課</u>が所管保健所及び基幹的保健所の役割を担うものとする。</p>	<p>2 名古屋市については、<u>医療福祉計画課</u>が所管保健所及び基幹的保健所の役割を担うものとする。</p>
<p>3 西三河北部医療圏については衣浦東部保健所、西三河南部東医療圏については西尾保健所が基幹的保健所の役割を担うものとする。</p>	<p>3 西三河北部医療圏については衣浦東部保健所、西三河南部東医療圏については西尾保健所が基幹的保健所の役割を担うものとする。</p>
<p>附 則</p> <p>この要領は、平成20年2月8日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この要領は、平成20年2月8日から施行する。</p>
<p>附 則</p> <p>この要領は、平成20年10月28日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この要領は、平成20年10月28日から施行する。</p>

附 則

この要領は、平成23年5月23日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月10日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月20日から施行し、平成29年7月14日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年3月9日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成30年10月23日30医福第645号）

この要領は、平成30年10月23日から施行する。

附 則（平成31年4月1日31医計第39号）

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年5月23日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月10日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月20日から施行し、平成29年7月14日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年3月9日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成30年10月23日30医福第645号）

この要領は、平成30年10月23日から施行する。